

令和7年2月3日発行

役場からの行政・地域情報

(回覧板)

高原町

※自治会への加入のお願い※

高原町には、自治会組織として「区・班」があります。自治会は、町民の交流・親睦を促進するさまざまな活動を行うとともに、まちづくりにおいて重要な役割を果たしています。

高原町では、町民の皆さん同士が協力しながら、安心して地域生活を送ることができるよう、自治会への加入をお願いしております。

※自治会に加入するには※

自治会に加入するには、「班加入連絡表」に必要事項を記入し、あなたが居住する自治会の「班長」に提出ください。

あなたが居住する地区の区長・班長がわからないとき、または自治会に関して御不明な点等がある場合は、総務課行政係までお問い合わせください。

お問合せ先

高原町 総務課 行政係

〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地

電話 0984-42-2112

FAX 0984-42-4623

Eメール soumu@town.takaharu.lg.jp

役場からのお知らせ No.161

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

※町ホームページからもダウンロードできます。 <https://www.town.takaharu.lg.jp>

令和7年度 交通災害共済加入について

「交通災害共済」とは、交通事故で怪我や万が一の場合などに、見舞金をお支払いする相互扶助の制度です。加入を希望される方は、以下のとおり、お申込みくださいますようお願ひいたします。

1. 申込期間 **令和7年2月3日（月）～令和7年3月31日（月）**

※土日祝日除く

役場で申込される方は、午前8時30分～午後5時00分までの受付となります。

2. 共済期間 **令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）**

3. 申込場所 **郵便局窓口又は高原町役場 総務課 危機管理係（庁舎2F）**
（※4月1日以降に申込される場合は、「郵便局窓口のみ」の取扱いとなります。）※郵送では受け付けておりません。

4. 加入できる方

- (1) 加入申込時点で高原町に住民登録または外国人登録されている方
- (2) 就学（学生）のため一時的に転出されている方

5. 掛 金 **加入者1人につき500円**

6. 申込方法 加入申込書（別途配布）に必要事項を御記入のうえ、人数分の掛金を添えて、上記申込場所にて加入手続を行ってください。

7. その他 **申込用紙が不足する場合や紛失された場合は、区長又は役場総務課危機管理係までお申出ください。**

問 総務課 危機管理係 ☎0984-42-2112（内線：215）

町有財産の売扱について

本町が所有する財産のうち、不用となった財産（公用車、備品）について、下記のとおり売扱を実施します。

● 売扱財産

番号	区分	財産名称	数量	所管課
1	公用車	トヨタクラウン（平成9年式・270,436km走行）	1台	総務課
2	備品	棚（ショーケース）	1個	健康課

●参加申込前の現物確認

現物確認を希望される方は、各財産の所管課へお問合せください。

●参加申込期間及び申込方法

- ・申込期間：令和7年2月3日（月）～令和7年2月17日（月）[必着]
- ・申込方法：申込用紙は、総務課財政係または町ホームページに掲載して

おります。

●入札書提出期間及び提出方法

- ・提出期間：令和7年2月18日（火）～令和7年3月4日（火）[必着]
- ・提出方法：提出用紙は、総務課財政係または町ホームページに掲載しております。

●開札日及び開札場所

- ・開札日：令和7年3月14日（金）
- ・開札場所：役場3階 会議室

御不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

問 総務課 財政係 ☎0984-42-2112（内線 213/214）

高原町乗合タクシー利用者登録説明会について

標記について、令和7年4月1日から開始する町内全域デマンド運行に伴い、乗合タクシーの利用者を対象にした事前の利用者登録説明会を開催しています。

乗合タクシーを利用しようと考えている方など、まずはお気軽にご参加ください。なお、説明会への参加予約は不要です。

●4月1日以降に乗合タクシーを利用する場合は、役場より発行する「登録証」が必要です。登録証の申請受付は下記の説明会、または役場2階の総合政策課で行っています。希望される方はお越しください。

●説明会、役場までお越しください場合、まずは総合政策課までお電話ください。ご本人ご了承のうえ、自宅訪問も可能です。

狭野小学校校区			
中平	2月4日(火)	10:00～11:30	中平公民館
小塚	2月5日(水)	10:00～11:30	小塚活性化センター
高原小学校校区			
花堂	2月6日(木)	10:00～11:30	花堂むらおこしセンター
蒲牟田	2月7日(金)	10:00～11:30	蒲牟田活性化センター
出口	2月12日(水)	10:00～11:30	出口農業構造改善センター
鹿児山	2月13日(木)	10:00～11:30	鹿児山農業構造改善センター
並木	2月14日(金)	10:00～11:30	並木公民館
常盤台	2月18日(火)	10:00～11:30	常盤台活性化センター
広原小学校校区			
西広原	2月19日(水)	10:00～11:30	西広原活性化センター
上広原	2月20日(木)	10:00～11:30	上広原多目的活動施設
下広原	2月21日(金)	10:00～11:30	下広原構造改善センター

その他			
上麓・下麓含む町内全域	2月26日(水)	10:00~11:30	役場1階 会議室
	2月27日(木)	10:00~11:30	役場1階 会議室
御不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。			
問	総合政策課 企画政策係		☎0984-42-2115 (内線: 223)

町営住宅の入居者募集について

次のとおり、町営住宅の入居者を募集します。

●入居者を募集する住宅

○鹿児山団地

昭和61年棟 3DK 1戸 月額使用料 16,700円~24,900円

○霧島団地

平成18年棟 2DK 2戸 月額使用料 20,900円~31,100円

※月額使用料（家賃）は、居住者全員の所得の合計額により増減します。

また、月額使用料の3か月分を敷金としてあらかじめ納付する必要があります。

●申込受付期間

令和7年2月5日(水)から令和7年2月14日(金)まで

午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、閉庁日を除く。)

●申込場所

高原町役場1階 建設水道課

●入居の条件

次の全ての条件を満たす必要があります。

○ 現在住宅に困っていること。

※持ち家のある方や既に公営住宅居住の方は入居できません。

○ ひと月あたりの世帯全員の所得の合計額が公営住宅入居資格基準(158,000円)以下であること。

○ 市区町村税、その他本町の納付金等を滞納していないこと。

○ 入居申込者、又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

●入居決定

申込者多数の場合は、抽選となります。日程等については、次のとおりです。

○ 抽選日時: 令和7年2月17日(月)午後3時

○ 抽選場所: 高原町役場1階第2会議室 西側入口(建設水道課前)

●その他

○ 入居時に必ず住民自治組織(区・班)に加入してください。

○ 許可を得ないで同居人を居住させることは禁止されています。

○ 住宅内でのイヌ、ネコ等の飼育は禁止されています。

○ 入居者が町営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、届け出が必要となります。

●上記の他に、現在即入居が可能な住宅は下記のとおりとなります。

入居希望の方は建設水道課窓口までお問合せ下さい。

霧島団地 3DK・2戸 2DK・2戸

鹿児山団地 3DK・1戸 並木団地 3DK・1戸

下村移団地 3K・1戸 後川内団地 3DK・1戸

問 建設水道課 管理係 ☎0984-42-4960 (内線: 143)

令和6年度住民税非課税世帯臨時特別給付金及び こども加算給付金の支給について

高原町では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、家計への影響が大きい世帯の生活を支援するため、令和6年度住民税非課税世帯に給付金を支給します。

支給対象世帯には『支給のお知らせ』または『確認書』を発送します。

1 支給対象 基準日（令和6年12月13日）時点で高原町に住民登録があり
世帯全員の令和6年度住民税が、非課税の方で構成される世帯
※ただし、世帯全員が令和6年度の住民税が課税されている方
の扶養親族等である世帯については対象外となります。

2 支給額 1世帯あたり3万円
※こども加算がある場合、基準日において同一世帯となっている
18歳以下の児童1人あたり2万円

<こども加算>について

【加算対象となる児童の範囲】

本給付金の支給対象となる住民税非課税世帯のうち、基準日
(令和6年12月13日)時点において、同一世帯となっている
18歳以下の児童(平成18年4月2日生まれ以降の児童)

3 発送時期 令和7年2月初旬

4 手続き等 ①『支給のお知らせ』が届いた世帯(申請手続きは不要)

- 対象世帯のうち、世帯主の口座名義が確認できた世帯に
『支給のお知らせ』を送付します。
- 記載内容に変更がない場合、申請手続き等は不要です。
- 振込口座の変更等がある場合は、支給口座登録等の届出を
ご提出ください。

●令和7年2月下旬に支給予定です。

②『確認書』が届いた世帯(申請手続きが必要)

- 対象世帯のうち、世帯主の口座情報等を確認できない世帯
などに『確認書』を送付します。
- 必要事項をご記入のうえ、返信用封筒にてご返送ください。

●『確認書』を受領後、2~3週間後に給付金を支給します。

③『支給のお知らせ』または『確認書』が届かない世帯（申請手続き等が必要）

●上記『支給のお知らせ』または『確認書』の発送対象以外の世帯で、給付金の支給対象と思われる場合は、下記問い合わせ先までご連絡の上『申請書』をご提出ください。

※申請書の提出期限：令和7年5月30日（金）まで

ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

問 福祉課 福祉係 ☎0984-21-2422（内線 451）

野良猫でお困りの方はご相談ください

野良猫に関する相談が多く寄せられています。

相談の内容としては、近隣住民が餌をあげており、複数匹の猫が集まっているため、「糞」や「ゴミ漁り」、「鳴き声」等、迷惑がかかっている。という内容が多くを占めています。

猫の繁殖力は非常に強く、餌を与えることから多くの猫を繁殖させてしまいます。野良猫をこれ以上増やさないために、高原町では地域猫活動を行っています。

●地域猫活動とは

今いる野良猫に、不妊去勢手術を行い、適切に管理していただくことで、これ以上増やさないことを目的としたものです。一代限りの命を全うさせてあげることで、地域から野良猫の数とトラブルを減らしていきます。

成人2名以上で構成する活動組織を設けていただき、地域猫活動の申請をしていただくことで、その野良猫は地域の猫として設定され、以下の取り組みを行えます。

1 不妊去勢手術

子猫が生まれなくなるため増えなくなります。



2 正しい餌やり

適切な餌やりにより、ごみを漁ることが少なくなります。

3 トイレの設置

トイレの場所を決めることで庭を汚すなどの被害が少なくなります。

4 猫の保護や保健所等への搬入

病院等へ連れていく必要がある場合、地域住民にて行ってもらいます。

野良猫による被害や迷惑等かかっておりお困りの方は、解決する可能性もありますので一度ご相談ください。

併せて、現在野良猫にえさを与えており、数が増えて困っている方はぜひご連絡いただき、事業の活用をお願いします。

野良猫で困っているが、「近隣住民とのトラブル（不仲等）になりたくない」という理由から我慢している方もいらっしゃるかもしれません、地域のため、環境のため、猫のためにもご相談お待ちしております。

問 町民課 環境係 ☎0984-42-1067（内線：160）

「高原町こども計画」(素案)への意見募集について

●募集の趣旨

高原町では、こどもまんなか社会の実現やこども・子育て施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「高原町こども計画」を策定します。今回、計画(案)がまとまりましたので、町民の皆様の御意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施します。

●意見募集期限

令和7年2月25日（火）まで【必着】

●計画の閲覧方法

- 1) 高原町公式ホームページでの閲覧
- 2) 高原町健康課での閲覧（総合保健福祉センターほほえみ館内）
- 3) 高原町中央公民館（教育総務課）での閲覧
- 4) 高原町役場正面玄関ロビーでの閲覧

●提出方法

指定する様式に住所、氏名、意見を明記のうえ、直接、高原町健康課の窓口へ持参、または郵送、ファクシミリ、電子メール（件名には「高原町こども計画（素案）への意見」と表記）のいずれかの方法で提出してください。指定する様式は、公表場所に設置しております。このほか、高原町ホームページからもダウンロードできます。

●提出先

- ・持参の場合 募集期間中の午前8時30分から午後5時15分まで
※ただし、土日・祝日を除く
- ・郵送の場合 〒889-4412 高原町大字西麓360番地1 高原町健康課
- ・FAXの場合 0984-42-4550
- ・電子メールの場合 kenkou@town.takaharu.lg.jp
※電話による受付は行っておりません。

●御意見の取り扱い

お寄せいただいた意見に対する個別の回答は行いません。また、意見を提出いただいた方の個人情報が公開されることはありません。

問 健康課 子育て支援係 ☎0984-21-2423（内線：457）

「第3次高原町健康増進計画(素案)」への意見募集について

●募集の趣旨

高原町では、平成26年度に策定した「第2次高原町健康増進計画」の計画期間が終了することから、新たに令和18年度までを計画期間とする「第3次高原町健康増進計画」の策定作業を進めています。

今回、「第3次高原町健康増進計画」の素案がまとまりましたので、広く町民の皆様の御意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施します。

●意見募集期限

令和7年3月3日（月）まで【必着】

●計画の閲覧方法

- 1) 高原町公式ホームページでの閲覧
- 2) 高原町健康課での閲覧（総合保健福祉センターほほえみ館内）
- 3) 高原町役場正面玄関ロビーでの閲覧

●提出方法

指定する様式に住所、氏名、意見を明記のうえ、直接、高原町健康課の窓口へ持参、郵送、ファクシミリ、電子メール（件名には「第3次高原町健康増進計画（素案）への意見」と表記）のいずれかの方法で提出してください。指定する様式は、公表場所に設置しております。このほか、高原町ホームページからもダウンロードできます。

●提出先

- ・持参の場合 募集期間中の午前8時30分から午後5時15分まで
※ただし、土日・祝日を除く
- ・郵送の場合 〒889-4412 高原町大字西麓360番地1 高原町健康課
- ・FAXの場合 0984-42-4550
- ・電子メールの場合 kenkou@town.takaharu.lg.jp
※電話による受付は行っておりません。

●御意見の取り扱い

お寄せいただいた意見に対する個別の回答は行いません。また、意見を提出いただいた方の個人情報が公開されることはありません。

問 健康課 健康推進係 ☎0984-42-4820（内線：456）

令和6年度世代交代・初期投資促進事業のうち 世代交代円滑化タイプの要望調査について

標記について、国の令和6年度補正予算に基づいて、下記のとおり要望調査を行います。

1 要望調査期間

令和7年2月21日（金）までに、2の書類をご準備のうえ農政林務課までお越しください。

2 準備書類

- ① 見積書
- ② 機械等を導入する場合は、型式や能力を確認できるカタログ
- ③ 直近3か年の税務申告書のうち損益計算書又は収支内訳書
- ④ 品目ごとの延べ作付面積、出荷量が分かる資料
- ⑤ 就農・経営継承計画兼取組状況報告（様式第1号-1）
- ⑥ ポイント表（別表1-1）

※ ⑤及び⑥の様式については、高原町ホームページに掲載しております。

3 交付対象者の要件

- ① 独立・自営就農時の年齢が原則49歳以下の新規就農者（親元就農者を含む。）又はその者が経営する法人であること。

- ② 令和4年4月1日以降に農業経営を開始した者又は法人
③ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。
- ア 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。
イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し又は借り受けていること。
ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

④ **認定新規就農者**又は**認定農業者**

- ⑤ 機械・施設の取得費用等について、**金融機関から融資を受けること。**
⑥ **経営発展支援事業**や**経営開始資金**等の補助金を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

※ 交付対象者が研修中であるなど、事業実施時点において経営を開始していない場合は、経営移譲者等と共同申請を行うことができます。

4 助成対象となる事業内容

- ① 経営資源の有効利用に向けた取組（事業費 25万円以上）
農業用機械・施設等の経営資源を交付対象者が継承・利用するために必要な修繕、移設、撤去等に要する経費
- ② 円滑な経営移譲に向けた取組
法人化、専門家の活用等の農業経営移譲に向けた取組に要する経費（定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等）
- ③ 経営発展に向けた取組（事業費 50万円以上）
- ・ 機械・施設等の取得、改良又はリース
 - ・ 家畜の導入
 - ・ 果樹・茶の新植・改植
 - ・ 農地等の造成、改良又は復旧

5 補助率

4の①及び②の取組 国1／3以内、県及び町1／3以内

4の③の取組 国1／2以内（県が支援する額の2倍）

※ 国の補助額の上限は600万円となります。

6 成果目標

- ① 将来像が明確化された地域計画に地域計画に位置付けられる方
目標年度の経営規模（作付面積、飼養頭数、農業所得、販売額のいずれか）が、事業実施年度の経営規模より増加していること。
- ② 目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられる方
目標年度の経営規模が、事業実施年度の経営規模の120%以上となること。

7 目標年度 令和9年度

8 留意事項

本事業は応募される農業者の取組等をポイント化し、ポイントの高い農業者

から配分対象とするポイント制になるため、採択を確約するものではございません。

問 農政林務課 農政企画係 電話 0984-42-5134 (内線 242)

令和7年度持続可能な農業実現人材確保事業 の要望調査について

標記事業のうち就農環境整備・改善事業について、下記のとおり要望調査を行います。

1 要望調査期間

令和7年2月12日（水）までに、2の書類をご準備のうえ農政林務課までお越しください。

2 準備書類

- ・ **見積書**
- ・ **配分表によりポイント化できる取組の根拠資料**

※ 配分表は、高原町ホームページに掲載しております。

3 補助対象者 農業法人、3戸以上の任意組合、農業協同組合等

4 補助率 1／3以内

5 事業内容

多様な人材がより就労・定着しやすい環境モデルの設置に要する以下の経費を補助します。

- ① 農業の働き方改革に要する施設（休憩所、更衣室、男女別トイレ、シャワー）の導入及び改修経費、農作業補助器具（アシストスツーツ等）の導入
- ② 宿泊施設等の既存施設の改修費

6 留意事項

本事業は応募される補助対象者の取組等をポイント化し、ポイントの高い補助対象者から配分対象とするポイント制になるため、採択を確約するものではございません。

問 農政林務課 農政企画係 電話 0984-42-5134 (内線 242)

高原町 LINE(ライン)公式アカウントの登録の御案内

高原町では、公式 LINE (ライン) アカウントを運用して、災害に係る情報やイベント情報など、さまざまな情報を発信していますので、ぜひ御活用ください。
(友達登録方法) (QR コード)

スマートフォン等で、LINE (ライン) アプリを起動し、友だち追加画面から QR コードを読み込んでください。

または、LINE (ライン) のホーム画面から「高原町」と検索して追加することもできます。

【LINE に関するお問い合わせ】

高原町総合政策課 デジタル推進係 ☎ 0984-42-2115



令和7年度

交通災害共済

ホッとする
ワントライン、

1人あたりの掛金
年額
500円

令和7年 2月1日 受付開始!

自動車や自転車、バイクなどの交通による人身事故で、加入者がケガ(通院・入院7日以上)、死亡のときにお見舞金をお支払いします。

下記の区域に居住し、住民登録している方が加入できます。

- 三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町
都農町、門川町、諸塙村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
- 宮崎市清武町・田野町・佐土原町・高岡町

※修学のため、一時的に区域外に転出している学生も加入できます。

.....共済期間.....

令和7年 4月1日 ▶ 令和8年 3月31日

4月1日以降にお申込みの方は、領収日付印の翌日から令和8年3月31日

- 都城市山之口町・高城町・山田町・高崎町
- 延岡市北方町・北川町・北浦町
- 日南市北郷町・南郷町

交通災害共済とは？

日本国内において、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路で、自動車・バイク・自転車等の車両および汽車・電車・航空機・旅客船等の交通に伴う人身事故により、加入者が死傷した時に見舞金をお支払いする制度です。(自損事故も含みます)



対象となる交通事故の例

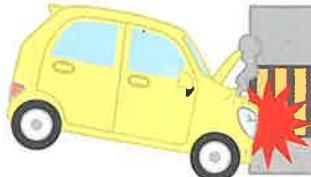
(下記のような車両を伴う交通事故で死傷した場合)



バイクと
自動車の事故



歩行者と
自転車の事故



車両の
単独事故



自転車同士の
事故

対象とならない事故の例



一輪車、
スケートボード等の
遊具による単独事故



小児用自転車や
シニアカー等の、
車両に該当しない
乗り物での単独事故



歩行中の
単独事故



歩行者同士の
事故

次のような場合は、災害共済見舞金の全部または一部をお支払いできません。

災害見舞金はお支払いできません。

- ✖自殺による事故
- ✖無免許運転による事故
- ✖酒酔い運転による事故
- ✖著しく速度制限に違反した運転による事故
- ✖故意または重大な過失による事故
- ✖地震、噴火、津波または暴動等の異常事態に起因する事故
- ✖虚偽の請求をしたとき

災害見舞金の一部はお支払いできません。

- △正当な理由なくして、傷害の治療に関する医師の指示に従わなかったとき
- △盗車または無断で他人の車を運転し事故を起こしたとき
- △酒気帯び運転による事故
- △酒酔い運転または無免許運転の車両に同乗中、交通災害を受けたとき
- △一般の人が立ち入ることのできない作業場、鉄道または軌道の道路内での交通事故

詳しくは、お住まいの町村役場・市総合支所へお問い合わせください。

自転車

ヘルメットは

今の常識。

ひなたの 交通安全

HINATA
MIYAZAKIひなたの交通安全 100のヘルメット
プロジェクト

自転車ヘルメット着用推進モニター(65歳以上対象)の皆さん

自転車保険に加入していますか？

自転車損害賠償責任保険等の加入状況をチェックしましょう！

START

自転車を運転中の事故により、他人にケガをさせた場合に、相手方を補償できる保険（自転車損害賠償責任保険等）に加入していますか？

はい

わからない

いいえ

自転車にTSマークが貼られていますか？
（※点検日から1年以内のものに限ります）



はい

自動車保険、火災保険、傷害保険のいずれかに加入していますか？

はい

わからない

いいえ

共済、各種団体保険（職場で加入する保険や学校のPTA保険等）、（一財）全日本交通安全協会の自転車会員のいずれかに加入していますか？

はい

わからない

いいえ

クレジットカードをお持ちですか？

はい

いいえ

個人賠償責任保険が基本補償または特約としてついていますか？
（※特約の名称は日常生活賠償特約など保険会社によって異なります）

はい

わからない

いいえ

すでに自転車損害賠償責任保険に加入しています

※補償内容（支払限度額等）が十分なものか確認しましょう！

ご加入の保険会社・共済にご確認ください

＊相当する保険がない場合には、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう！

自転車損害賠償責任保険等への加入が必要です！

事故による損害を補償する自転車損害賠償責任保険等の種類一覧

●日常生活での賠償責任保険等

種類	保険種類	
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険	PTAや学校が窓口となる保険
共済		全労済、県民共済など
(一財)全日本交通安全協会の保険		(一財)全日本交通安全協会の自転車会員向け保険
TSマーク付帯保険		自転車の車両に付帯した保険
クレジットカード付帯保険		クレジットカードに付帯した保険

●業務中の賠償責任保険等

(事業者向け)

種類	保険種類
施設所有者賠償責任保険	業務活動中の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険	自転車の車両に付帯した保険

参加者募集

あなたの後川内地域に対する思いや
アイディアが必要です！！

「後川内地域で暮らし続けたい」 を叶えるための語ろう会(最終回)

主催：宮崎県 中山間・地域政策課

未来のために私たちは何ができるのだろう。

田舎で不便で課題もたくさんあるけれど、みんなが楽しく暮らせる地域で
ありつづけたい！

まちづくりのアイディアから将来への不安など、一緒に語り合いましょう！

人口が減って、草刈り
や祭りを行うのが難しくなってきたなあ。

若い人や子どもがもっと
増えるには、どうしたらいいかな。

移動や買い物に困っている
お年寄りがいるけど、
どうしたらいいだろう。

などなど

【第4回語ろう会の様子】



5つの取組アイディア「奉仕作業」「地区役員」「移動支援」「学校跡地活用」「鳥獣害対策」で住民で取り組めることを考えたときに、今後まちづくり協議会（準備委員会）の立ち上げが必要と考えました。

●開催概要

※全ての回に参加できなくてもOK！
お気軽にご参加ください！

回	日 時		
第1回	8月27日（火） 19時～21時		
第1回	10月16日（水） 19時～21時	地区の現状や将 困りごと、将来活 用などについて討 論する。	
第2回	11月12日（火） 19時～21時	第1回で出され た意見をもとに、 改善できそうな取 組アイディアを討 論する。	
第3回	12月13日（金） 19時～21時	第2回で出された5つの取組のアイディア を検討すると決め、各班に別れて検討し、 意見交換する。	上後川内 公民館
第4回	1月17日（金） 19時～21時	5つの取組アイディアごとに、住民で取り組め ること、行政に支援してほしいことを考えました。	下後川内 公民館
第5回	2月18日（火） 19時～21時	取組アイディアを実現するため、方法や手順、 まちづくり協議会立ち上げについて考えます。	上後川内 公民館

●申込期限 2月6日（木）まで

●参加申込方法 ① 高原町役場総合政策課（42-2115）に電話
② 右のQRコードから入力



令和 7 年 2 月 3 日

各 位

高原町長 高 妻 経 信
(公 印 省 略)

舗装工事に伴う全面通行止めについて（お知らせ）

暮冬の候 皆様におかれましては、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より町政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今回、舗装工事に伴い、町道 牟田山・新地橋線の交通規制（全面通行止め）を行います。

皆様には大変御迷惑おかけしますが、御理解いただき御協力賜りますよう、よろしく
お願ひいたします。

記

1 交通規制区間 裏面に記載

2 交通規制期間 令和 7年 2月 5日（水） 8時00分 から
令和 7年 2月22日（土） 17時00分 まで

3 問い合わせ先

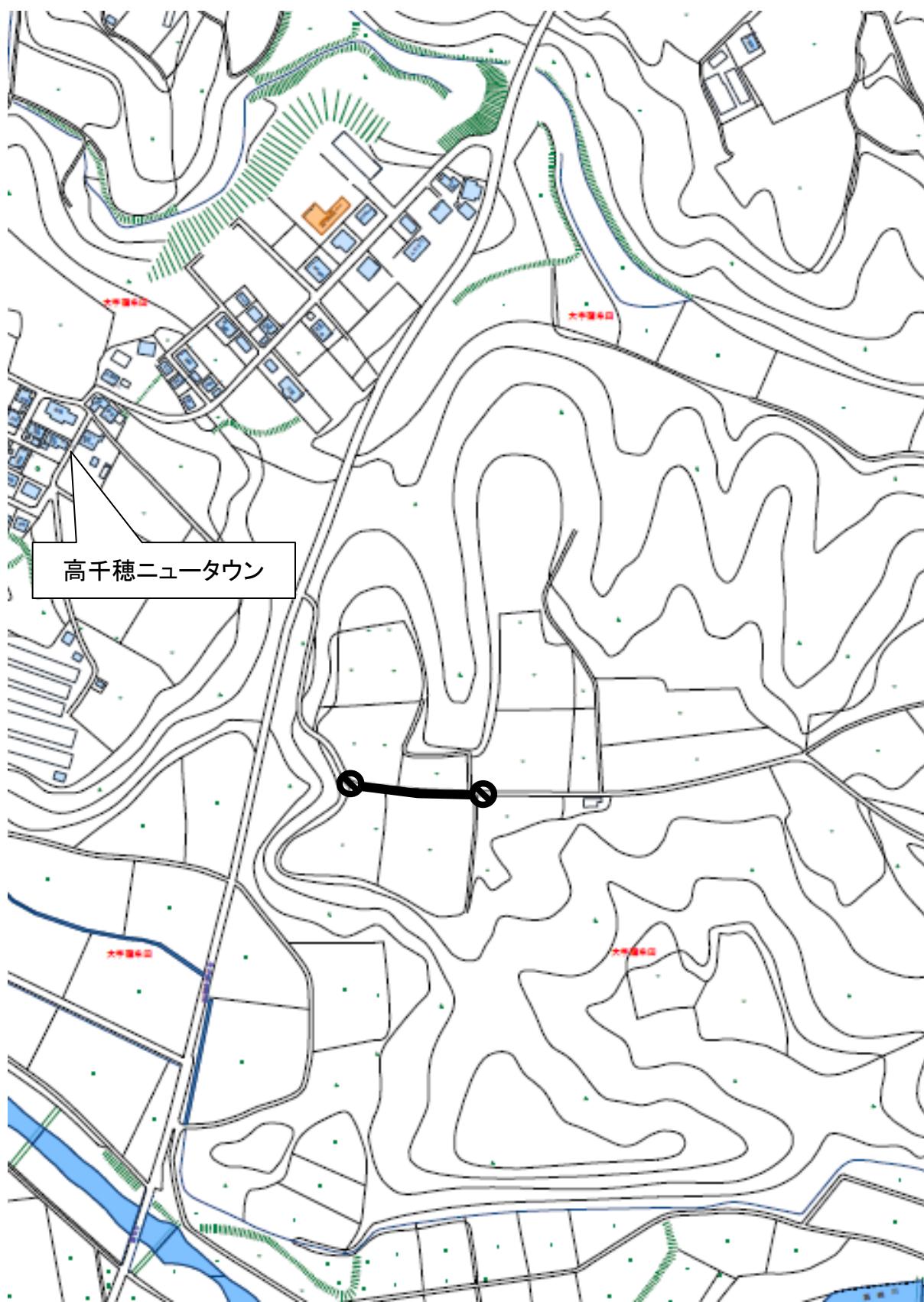
株式会社 木場組

代表取締役 木場 智彦 TEL 0986-23-4321

工事責任者 津田 厚 携帯 080-6252-4828

（文書取扱 建設水道課）
高原町役場 建設水道課
電話 代表 0984-42-2111
(直通 0984-42-4959)

位置図



令和 7 年 2 月 3 日

各 位

高原町長 高 妻 経 信
(公 印 省 略)

舗装補修工事に伴う全面通行止めについて（お知らせ）

暮冬の候 皆様におかれましては、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より町政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今回、舗装補修工事に伴い、町道 湯の平・宇都前線の交通規制（全面通行止め）を行います。
皆様には大変御迷惑おかけしますが、御理解いただき御協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 交通規制区間

裏面に記載

2 交通規制期間

令和 7 年 2 月 5 日（水） 8 時 00 分 から
令和 7 年 3 月 21 日（金） 17 時 00 分 まで

3 問い合わせ先

有限会社 松野建設

代表取締役 松野 光信 TEL 0984-42-1222

工事責任者 松野 光信 携帯 090-2516-6426

（文書取扱 建設水道課）
高原町役場 建設水道課
電話 代表 0984-42-2111
(直通 0984-42-4959)

位置図



成年後見制度とは

判断能力が不十分な方々を保護・支援する制度です。
大切な人の大事な生活・財産を守ります。

一人暮らしの叔母が
物忘れがありお金の
管理がうまくできず
困っています…

将来自分が認知症や
障がい者になってしまった
時に、財産を守る方法は
ありますか？



障がいのある子どもの
将来が心配…
自分にもしものことが
あった時にどうしたら
いいですか？

成年後見制度を
利用したいので
内容を詳しく
知りたい…

こんなことで
困っていたら
ぜひご相談して
ください

今は親族として叔父の
財産を管理していますが、
自分が高齢となり
今後、専門職に管理
をお願いしたい…

認知症の親の通帳から
必要な現金を引き出せず
金融機関から「成年後見人を
つけてください」と言われた…

無料相談会

毎月、西諸3市町を巡回し、
相談会を開催しています。
(小林市→えびの市→高原町)
*弁護士・司法書士・社会福祉士
が相談に応じます。
詳細は、お問い合わせください。



お問い合わせ
中核機関つなご 0984-27-3358

小林市細野389番地1 (小林市立図書館の北側)

にしもろ権利擁護推進協議会・小林市・えびの市・高原町



令和6年度2月の生涯学習講座だより

暦の上ではもう春ですが、まだまだ寒い日が続いております。春の便りが待ち遠しいですね。本年度の講座も残りわずかとなりました。最後までご参加いただけすると嬉しいです。



1月に実施した講座の様子をご紹介！

①皇子原学園講座 高原町再発見～狭野神社



第二鳥居前の道は国分～綾を結ぶ江戸時代の街道です。樹齢400年を超える狭野杉は7本。

仁王様は享保時代にあった神徳院の守護神で、大豆の神様と言い足腰の痛みを癒す神様だそうです。

ゴールは本殿。皆さんお参りして帰りました。

教育総務課文化財係長（大學康宏氏）による説明で第二鳥居からスタートし、杉並木の参道を本殿まで歩きました。伊能忠敬が測量の際、狭野で宿泊したことなど狭野神社にまつわる興味深い話を聞くことができました。

②読み聞かせ講座



児玉繫信氏、長田葉子氏とリモートによる読み聞かせ講座のまとめをしました。前回、福祉施設での読み聞かせを行った時の反省点や工夫した所など意見を出し合いました。その中で練馬区の布絵本の取組などお聴きすることができとても勉強になりました。

2月・3月の講座をご紹介！

皇子原学園講座

○2月4日(火)「人生講話」は、午前9時30分～11時。ほほえみ館 中研修室です。

今年で30回を迎えた宮崎映画祭実行委員会委員長 白井 省司氏にお話いただきます。

○2月18日(火)「県外研修」は、午前8時30分～17時。熊本県人吉市へ行きます。



甚大な被害をうけた令和2年7月豪雨災害から人吉の復興はどのようにして行われてきたのか、人吉市役所職員の方にお話を聞いていただきます。

○3月2日(日)「高原町生涯学習振興大会」は、13時30分～神武ホールです。各団体の発表や生涯学習講座の取組を紹介します。皆様のご来場お待ちしております。

○3月4日(火)「閉講式と音楽」は、午前9時30分～11時30分 神武ホールです。二胡奏者の野津原光代氏によるコンサートを行います。二胡の演奏を生で聴ける貴重な機会です、お楽しみに！

生涯学習講座

※急な変更が生じる場合があります。

①御池の自然講座(2月12日:水)～御池ハイキング

※午前8時30分～12時00分

お問合せ先:教育委員会(担当:小園・山崎) TEL:(0984)42-1484

ひがのぼる

します！ せること 提供し、地域に密着した医療をします！ せること 提供し、地域に密着した医療を



新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

まずは当院広報誌「ひがのぼる」の発行が久しぶりになってしまい、お詫び申し上げます。

さて今年は乙巳(きのとみ)の年です。新しいものが生まれ、成長していく年だといわれています。

国民健康保険高原病院も新しく生まれ変わり、成長した一年だったと皆様よりご評価いただけるようさらに頑張り続ける所存です。

今年もどうぞよろしくお願いいたします。



\POINT1／ 外来体制の強化

看護師等の体制を見直し、午後の診療を再開します。



\POINT2／ 訪問看護の推進

訪問看護のご利用について随時お気軽にご相談ください。



\POINT3／ 地域との交流

100歳体操と湯遊事業に理学療法士が参加しました。

第6号

令和7年2月3日

発行：国民健康保険高原病院
宮崎県西諸県郡高原町大字西麓871番地
編集：広報部

令和7年2月より

午後 外来診療 再開



院長 池田直徳

理学療法士と一緒に

健康寿命を

伸ばしませんか？

だれでも
簡単長

「いきいき100歳体操」「湯遊事業」に参加しました！

当院の理学療法士が講師をつとめ、一緒に体操を行いました。

年齢を重ねるにつれ、少なからず体に不調が出ますよね。しかし、日頃から運動を心がけることで、毎日いきいきと元気に過ごすことができます。

走ったり、むずかしい運動はありません。あなたができる運動ができる範囲で続けることが一番大事です。

各地域にて体操教室は実施しています。また当院で外来リハビリも可能です。お気軽に主治医にご相談ください

高原病院
リハビリ室

並木



M様

非常にわかりやすいお話しでした。
このようなお話を聞くことは
なかなかないですね♪

体操もできて良かったです♪
来年もぜひお願ひします！

南狭野



蒲牽田

100歳体操の様子

いきいき100歳体操

講話

心と体の健康について



理学療法士



笑顔と安心をお届けします

高原病院

訪問看護

住み慣れた自宅で



私たち訪問看護師は、住み慣れた自宅や施設へ訪問し、主治医や介護サービスと連携しながら、個々の要望に合わせた看護を提供します。

高原町は超高齢化が進行し、単身や夫婦のみの高齢者世帯、身边に支援者がいない方や認知症のある高齢者が年々増加しています。

最近は、病状や一人暮らしへの不安、服薬管理、家族の介護負担を軽減する目的で訪問看護利用の相談が寄せられています。多くの方々に、訪問看護を知っていただき、住み慣れた地域や自宅で、その人らしく安心して生活、療養できるように支援していきます。

24時間体制で電話対応や臨時訪問を行い、必要時に応じて医師・病院と連携し対応いたします。

まずは、お気軽にご相談下さい。 高原病院 訪問看護

ご利用者様のご家族のお声



身近に頼れる
人がいない

○様のご家族

昨年末に退院してから、お正月も毎日お世話をになり本当に感謝しています。兄と私と交代で夜は泊まっているのですが、昼間は本人一人で心配でしたが看護師さんが母の様子を看に来てくれる事で、安心して仕事に行くことが出来ました。ありがとうございます。

△様のご家族

退院後、看護師さんが来てくれたので安心しました。母も看護師さんが来る日は準備をして待っていました。



一人で不安

訪問看護スタッフ



自宅での医療・看護をご希望の方

お気軽にご相談ください

ご自宅での
訪問看護の様子

午後の外来診療 再開しました

感染対策継続中



▶ 風邪症状のある方は必ず来院前に電話でお問い合わせください。

※担当医が急きょ変更になる場合がございます。来院前にホームページやお電話にてご確認くださいますようお願いいたします。

※正面玄関は、7時45分に開錠・17時15分に施錠します。時間外は夜間通用口にて対応いたします。

※土曜日は午前診療のみ日曜日、祝祭日は休診
(但し、救急の患者さんはこの限りではありません)

受付時間	診療科	月	火	水	木	金	土
午前 8:00 ~ 11:30	内 科	高岡 午前のみ	網谷 午前のみ				
午後※ 13:30 ~ 15:00	外 科	池田	鮫島	幸本 大井	池田 平瀬	池田	
	呼吸器内科	有村 第1 or 2週 (要予約)				有村 (要予約)	
	循環器内科		濱田 (要予約)				
	肝臓内科						鹿児島 大学 (要予約)
	呼吸器外科						森山 第1 or 3週 (要予約)
	訪問診療		池田	池田			
	胃・大腸検査		松田 午前のみ		池田		

※土曜日は
午後の診療はありません

お問い合わせ・ご相談は

高原病院 ☎ 0984-42-1022 まで

病院ホームページもご覧ください

高原町立病院



編集後記

広報誌第6号を発行させていただきました。地域の皆様に選ばれる病院を目指し、新たな診療体制で新年がスタートしました。今年の干支は「巳」。巳(蛇)は、古くから復活と再生の象徴として信仰されている動物です。地域の皆様に安心して頂ける医療を提供するという信念のもと、「脱皮して似て大蛇と成る」新しい挑戦と共にさらなる成長を職員一丸となり取り組んでいきます。「ひがのぼる」をご覧いただき、高原病院を身近に感じていただければ幸いです。当院へのご意見等あればぜひお聞かせください。

地域連携室 新田 彩

お気軽にお問合せください

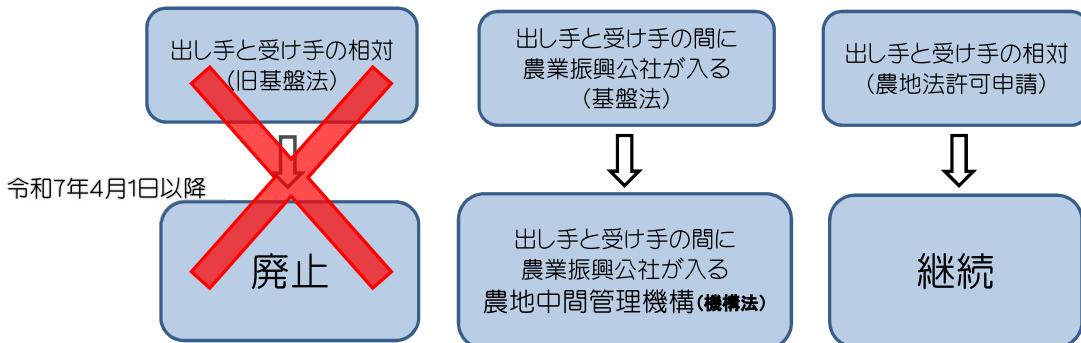


旧農業経営基盤強化促進法に基づく 農地の貸借(利用権設定)及び売買(所有権移転)制度の終了について

旧農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借(利用権設定)と農地の売買(所有権移転)の制度は、令和7年3月31日で終了となります。

それに伴い、旧農業経営基盤強化促進法による農地の貸借(更新含む。)と農地の売買の手続きについては、令和7年3月総会分まで(受付期間:令和7年3月7日～3月13日)となりますのでご注意ください。

令和7年4月1日以降の農地の貸借及び農地の売買については、農地法での申請、または農地中間管理機構(農地バンク)を通じた申請となります。



農業者年金は、保険料を将来の自分の年金として積み立てる積立方式の年金です。



① 農業に従事する方なら広く加入いただけます

- 年間60日以上農業に従事する方
- 国民年金第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)で、20歳以上60歳未満の方
※年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金任意加入者も加入できます。

② 保険料の額は自由に決められます！

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料は月2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円の範囲内(千円単位)で自由に設定することができます。また、農業経営の状況に合わせて、いつでも見直しが可能です。

③ 終身年金で80歳までの保証付き！

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が死亡一時金として遺族に支給されます。

④ 税制上の優遇措置！

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象のため、所得税や住民税等の節税に繋がります。節税額は適用される税率や保険料額によって差がありますが、支払った保険料の15%～30%程度になります。

⑤ 保険料の国庫補助があります！

認定農業者など一定の要件を備えた“意欲ある担い手”には、保険料(月額2万円固定)の2割から5割の国庫補助があります(最大で20年間)。

宮崎県高原町に残る国指定文化財を「映像」と「音」で味わう展示会

高原、鉱山のイマーシブ

Cultural Heritage Digital Experience_Miyazaki



時を超える記憶と再生の物語

高原町の国指定文化財－狭野のスギ並木・狭野神社ブッポウソウ繁殖地・高原の神舞－の物語をスクリーン映像と音楽で体感できます。同時に、「再生」の象徴である狭野杉から生まれた作品も展示します。現代的手法を駆使した光の映像があなたをイマーシブ(没入感がある)世界へと誘います。文化財に刻まれた人々の記憶と想いが繋ぐ「今」をぜひ全身でお楽しみください。



高原町上空を飛ぶブッポウソウ

高原町
会場: 狹野神社「參集殿」
観覧料: 無料

※当日お車でお越しの際は、参集殿専用駐車場をご利用ください。
お問合せ先: 奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社
☎0984-21-2639 (平日8:30~17:15/担当:松木・鳥井)
090-5164-6582 (当日のみ)



高原の神舞

2025 2/22・23・24
(土) (日) (月・祝)

時間: 10:00~12:00/14:00~16:00

午前の部: 10:00, 10:30, 11:00, 11:30
午後の部: 14:00, 14:30, 15:00, 15:30

※体験時間20分/各回定員24名

主催: はじまりの地・神話の音色コンサート実行委員会 企画・制作: 株式会社ティーアンドエス
共催: 奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社、音楽事務所オフィス魂、株式会社クリーク・アンド・リバー社、日本航空株式会社
後援: 高原町、高原町教育委員会、高原町商工会、高原町観光協会、奥霧島温泉郷旅館組合

※当事業は、文化庁「文化財多言語解説整備事業」に関連して実施しております。

令和6年度宮崎県委託事業
地域をつなぐ！みやざき商店街人材育成事業

桜 まつり

2025

ムラタラ麺

待ちわびた春。今年も桜の季節がやってきた。

2025 3.23 日

開催時刻

10:00～17:00

場所

皇子原公園

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田3-251

ムラタラ麺

0984-47-0535

最新情報は
↓こちら↓



@MURATA_RAMEN

入場
無料

ステージショー



- ★並木保育園鉢太鼓…太鼓演奏
- ★東雲太鼓…太鼓演奏
- ★ブレイクガールズ…ダンス
- ★ギャル店長ARISU…DJ
- ★DJ FOXX…DJ

bingo大会

bingoカード1枚 500円(参加費)

※当日受付ブースにて販売

豪華景品が当たる!!

bingo大会開催!!



車も大集合

旧車&コペンが
大集合!!



手ぶらでバーベキュー

1セット(約2人分) 2800円 [税込]

※予約必須

★セット内容

牛肉100g.豚肉100g.鶏肉50g 合計250g

トング、網、火ばさみ、うちわセット、炭、焼き台、
椅子、箸、紙皿、焼肉のタレ

手ぶらでBBQのご予約はこちらまで↓

TEL 0984-47-0535 (ムラタラ麺)

申込期限…2月28日(金)



主催：ムラタラ麺

奥霧島地域商社 ツナガルたかはる(株)

県下一斉無料相談会

日時：令和7年 3月2日(日) 10:00～16:00
受付開始 9:30

無料相談

予約不要

※当日の相談者多数の場合、会場によっては長時間お待ちいただく場合や、整理券を配布させていただく場合がございます。

相談時間は1組様30分までとなります。
(時間厳守)

受付開始時間前に来られた場合、お待ちいただくことになります。
開始時間前の事前対応は出来かねますのでご注意ください。

『宮崎県内の司法書士が、皆様とのご面談により様々なご相談をお受けします。』



- ・相続登記が義務化されたと聞いて心配。・認知症の親のために成年後見制度について相談したい。
- ・相続登記の進め方について知りたい。・消費者金融への返済が困難であるので相談したい。
- ・遺言をどう書けば良いのか分からぬ。・会社、法人の登記の記載内容を変更したい。

相談会場

各種感染症予防のため、当日体調の悪い方はご来場をお控えください。
各会場の相談枠には上限がございます。相談枠の上限になった場合はご相談をお受けすることができませんので、予めご了承ください。

宮崎地区

宮崎県立図書館

(2F 研修ホール)

宮崎市船塚三丁目 210 番地 1

都城地区

未来創造ステーション

(都城市立図書館広場側 2階)

都城市中町 16 街区 15 号

延岡地区

延岡市川中

コミュニティセンター

延岡市桜小路 360 番地 2

日向地区

日向市中央公民館

日向市中町 1 番 31 号

高鍋地区

高鍋商工会館(大ホール)

高鍋町大字上江 8335 番地 2

日南地区

日南市生涯学習センター

(まなびピア 2階会議室 3 及び 4)

日南市木山 2 丁目 4 番 44 号

小林地区

小林市社会福祉協議会

(1F 第 1 会議室)

小林市細野 367 番地 1

お問い合わせ先

宮崎県司法書士会

TEL.0985-28-8538

各会場への直接のお問い合わせはご遠慮ください。



宮崎県司法書士会
ホームページ

宮崎地方法務局からのお知らせ

令和6年4月1日から

相続登記が義務化されました！

- 相続等によって不動産の所有権を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年内に相続登記の申請をしなければなりません。
- 正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。
- 令和6年3月31日までに発生した相続についても義務化の対象です。



相続登記義務化 法務省

検索

(法務省HPリンク)



相続手続が簡単になる
便利な制度を紹介するよ！

自筆証書遺言書保管制度

御自身が作成した遺言書（自筆証書遺言書）を法務局に預ける制度です。

- 保管申請手数料3,900円で御利用いただくことができます。
- 遺言書の紛失や改ざんのおそれがありません。
- 家庭裁判所の検認が不要です。
- 遺言者の死亡後、法務局に遺言書が保管されている旨を、指定された相続人等に通知します。

遺言書を作成して、
相続トラブルを予防しよう！



遺言書保管 法務省

検索

(自筆証書遺言書保管制度)

法定相続情報証明制度

相続人が法務局に必要な書類（法定相続情報一覧図、戸籍謄本等）を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるかを登記官が証明する制度です。

- この制度を利用することで、相続登記、預貯金の払戻し、相続税の申告等の各種相続手続で戸籍書類一式の提出を省略でき、手続の負担を軽減することができます。
- 手数料無料で必要枚数を交付します。



法定相続情報 法務省

検索

(法務局HPリンク)

詳しくはお近くの法務局へおたずねください

宮崎地方法務局

〒880-8513 宮崎市別府町1番1号 TEL: 0985-22-5124